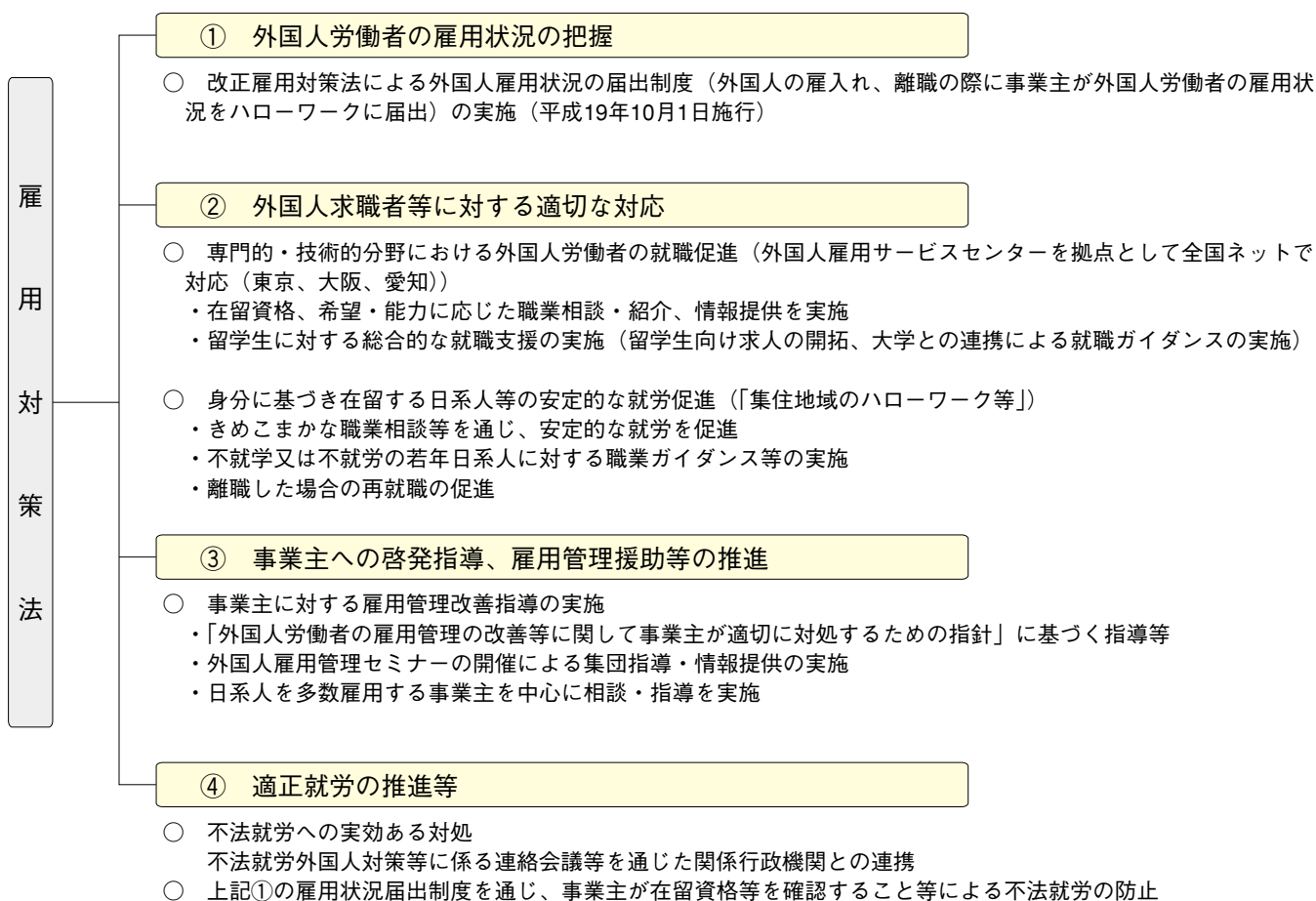


外国人雇用対策

概要

外国人雇用対策の体系



詳細データ

我が国で就労する外国人労働者（平成18年）

専門的・技術的分野の労働者 就労目的で我が国に在留する外国人。入管法で定められた範囲で就労が可能。	約18万人
日系人、日本人の配偶者・実子等 「定住者」、「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の在留資格で我が国に在留する者のうち、就労していると推定される人数。	約37万人
資格外活動許可 「留学」、「就学」等の在留資格で在留する者がアルバイトをするために資格外活動許可を受けた件数。	約11万人
特定活動 技能実習生、ワーキングホリデー等。個々の外国人の許可の内容により就労の可否が決められる。	約9.5万人
(参考)	
不法残留者	約17万人

資料出所：法務省入国管理局（一部厚生労働省にて推計。）